

# 滞納者に対する返還金支払事務取扱

平成25年1月11日  
税務部長決定

## 1 目的

この取扱いは、滞納者に対する「加古川市固定資産税課税誤りによる返還金支払要綱」（以下「要綱」という。）及び「加古川市固定資産税課税誤りによる返還金支払取扱要領」（以下「要領」という。）の適用について、返還金の支払方法等を規定することにより、滞納者の救済と債権回収を図ることを目的とする。

## 2 対象者

返還金支払いの原因となった固定資産税（都市計画税を含む。以下同じ。）の納税者のうち、市税に未納のある者

## 3 取扱い

### （1）返還金の未納税への納付指導

対象者に対し、返還金を未納税（延滞金を含む。以下同じ。）として納付するよう指導するものとする。

### （2）未納税への納付に係る固定資産税の優先

未納税の税目に固定資産税が含まれる場合は、対象者の同意を得て、当該固定資産税を優先して納付するものとする。ただし、対象者が、固定資産税以外の税目について納付する意思を示した場合はこの限りではない。

### （3）返還金の支払手続

① 対象者に対する返還金の支払手続については、要綱第4条から第6条までの規定を適用する。なお、要綱第5条に規定する返還金支払請求書は要領10（5）に定める様式第5号の2とする。

② 対象者は、未納税への納付に関する委任の旨を記載した書面の提出をもって、受任者に委任することができる。書面は任意の様式とするが、委任状様式1から2を使用することもできる。

## 附 則

この取扱は、平成25年4月1日から施行する。

この取扱は、令和3年4月1日から施行する。

# 委 任 状

私は、 年 月 日付返還金通知書に基づき請求した返還  
金について、加古川市税務部長 が返還金 円  
を受け取り、未納税として納付することを委任します。

年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

# 委 任 状

私は、            年    月    日付返還金通知書に基づき請求した返還  
金について、加古川市税務部長                            が返還金の内の            円  
を受け取り、未納税として納付することを委任します。

年    月    日

住    所

氏    名

電話番号